

孫への贈与非課税の潜在効果と課題

発表日：2013年2月13日（水）

～利用されるために必要な制度見直し～

第一生命経済研究所 経済調査部

担当 熊野英生 (TEL: 03-5221-5223)

今回の緊急経済対策では、祖父母が孫に対する贈与を行うとき、教育資金に関して非課税枠を設けるというアイデアが示されている。しかし、このアイデアは、使い残した残金に贈与税がかかる仕組みになっており、利用者を躊躇させるだろう。資産の世代間移転のインセンティブを高めるためには、残金の扱いに対する課税や信託口座の使い勝手への工夫などが求められる。もしも、使い勝手が良くなれば、教育費の中で、上位 6%の人々（65 歳以上）の資産移転が促され、1.5 兆円の購買力の世代間移転が行われることになるだろう。

節税インセンティブ

1 月 11 日に発表された緊急経済対策では、孫への教育資金の贈与を非課税にするアイデアが盛り込まれ、資産の世代間移転を促す方針が示されていた。「資産を持つ高齢者から若年世代への資産移転を図り、消費拡大を通じた経済活性化を狙う」という眼目である。具体的には、贈与税の非課税枠を通常の年間 110 万円から引き上げて、直系尊属（子と孫）への教育資金の一括贈与に対して、1 人当たり 1,500 万円の非課税枠を設けるという。概要は、

- (1) 対象（受贈者・受取人）とされる子・孫は 30 歳未満の者。
- (2) 教育資金とは、学校等に支払われる入学金その他金銭。学校等以外に支払われる金銭の一定のもの。
- (3) 教育資金は信託口座に入金され、払い出した金銭は教育資金の支払いに充当したことを証明する書類を金融機関に提出する必要がある。
- (4) 非課税枠は、受贈者 1 人につき 1,500 万円。学校等以外の者に支払われる金銭は 500 万円が限度。
- (5) 制度は 2013 年 4 月 1 日から 2015 年 12 月 31 日まで、時限的に適用される。

こうした優遇措置は、高齢者マネーとされる 60 歳以上の個人金融資産 729 兆円（2012 年 9 月末、個人金融資産の 60.7%、現金・団体運用分を除く）を動かして経済活性化に活かそうという政策意図がある。例えば、1 人の祖父母に 3.6 人※の孫がいたと前提を置けば、1 人の祖父母が活用できる非課税枠は、孫の人数をかけて 5,400 万円まで広がる。資産移転が進むと、贈与を受けた孫の両親の経済力は高まり、教育資金に充てていた資金を他の消費費目に振り向けられる。

※大垣共立銀行の調査。アンケートによれば、1 人の祖父母は平均 3.6 人がいる。調査時期 2011 年 10～11 月。

この贈与を考えると、高齢者を巡る税制の見直しとして、税制改正大綱で相続税増税が検討されていることには留意が必要だ。贈与は拡充されるが、相続は増税される。贈与の優遇措置は、相続税増税を見合いにして、課税対象になる高齢者には強い節税インセンティブを与える格好になっている。

相続税は強化される流れ

まず、前提となる相続税の課税対象者数について確認しておきたい。現状、相続税を支払っている被相続人の人数は、約 5.0 万人である（2010 年度）。死亡者数の中に占める割合は、4.2%と多くはない。その割

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

合は、90年代から漸減してきていた（図表1）。

政府は、これまで課税対象者の割合が減ってきた経緯もあり、資産課税を強化して、相続税の課税対象者の割合を4%から6%へと引き上げたいという意向を持っているようだ。相続税の増税プランは、一旦、2011・12年度税制改正大綱に登場したが、実際の改正には至らずに、社会保障と税の一体改革の中に記述されるかたちで先送りされて、再び2013年度の税制改正大綱に盛り込まれている。具体的には、基礎控除の金額を5,000万円+相続人×1,000万人から、3,000万円+相続人×600万人へと見直す案が、これまでは明らかにされている。2010

年度の実績では、被相続人1人に対して2.4人の相続人がいたことを考えると、計算上、非課税枠は7,459万円から4,476万円へと、約4割の基礎控除の縮減がイメージされる。

また、金額面で、仮に相続税の課税対象者が6%まで増えるとなると、どのくらいの人が、将来の相続税対策を講じたいと考えるのかを計算してみた。実際の被相続人の人数は5万人であるが、相続税を実際に支払う人数は+2.3万人増（2011年のデータを利用）になるとみられる。

ただし、この見直しに反応する人数はずっと多いと考えられる。なぜならば、将来、自分が相続税を課税されるかもしれないと考える人はもっと広範囲に及ぶからだ。すなわち、全世帯5,417万世帯のうち、全資産保有者の6%が将来の相続税支払いに備えようと考えられる。

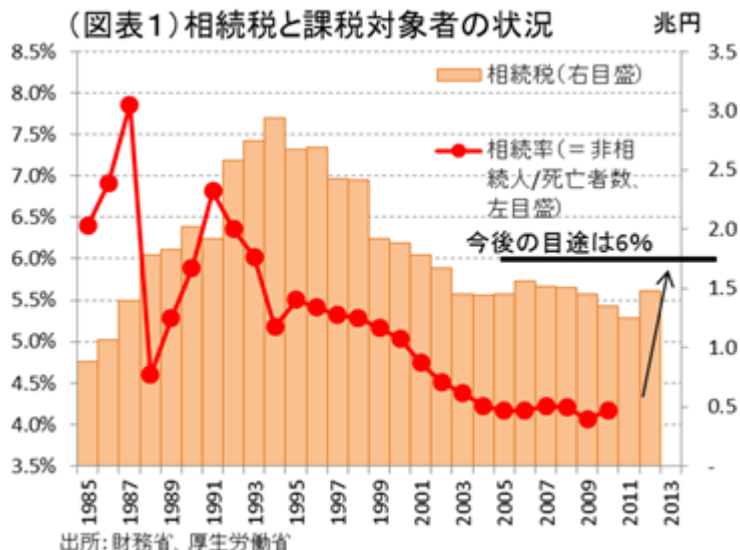
その実数を計算してみると、総世帯5,417万世帯（2012年3月末）の中で、高額資産の保有者（核家族・単身世帯合計）の上位6%程度の人たち、つまり325万世帯になる。特に、年金受給年齢に達した65歳以上は、自分の課税範囲を減らしたいという強い動機を持つと考えられる（高額資産の保有世帯のうち、65歳以上世帯は165万世帯<60歳以上世帯は223万世帯と推定>）。

日本の家計が保有する総資産残高（金融資産+実物資産等）は、2,556兆円（2011年末、内閣府「国民経済計算」）である。ここから負債を差し引いた純資産残高でも、2,195兆円にも達する。

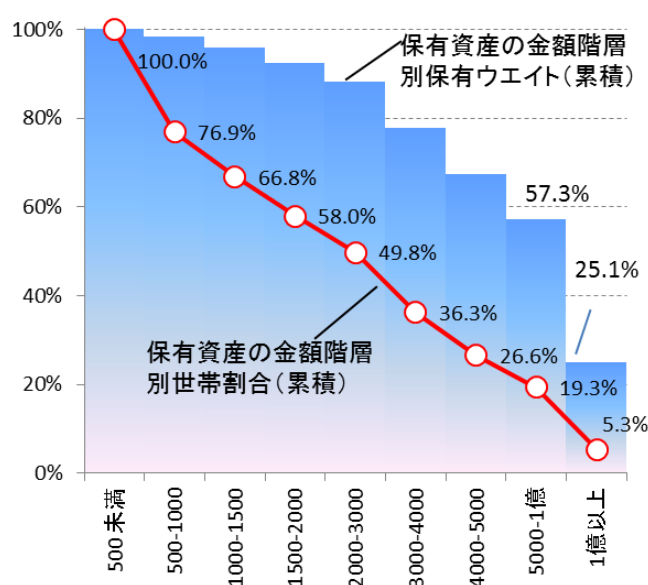
家計の上位6%（325万世帯）の保有する総資産の金額がどのくらいかをイメージしてみよう。家計の総資産分布から割り出すと、高額資産保有世帯の上位5.3%（世帯数ベース）は、総資産の25.1%※※（金額ウエイト）を保有していた（図表2）。相続税の課税強化を警戒する世帯の上位6%の総資産は25%近いと考えられる。

また、この割合に家計資産残高に乗じると、640兆円という数字になる（うち60歳以上476兆円、65歳以上359兆

（図表1）相続税と課税対象者の状況



（図表2）家計資産の金額階層別の保有状況



注: 総務省「全国消費実態調査」(2009年)より試算。

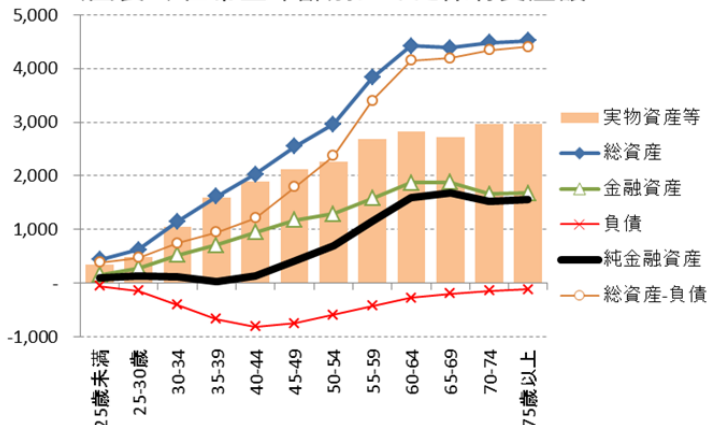
本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

円)。相続税増税は、それに反応して、640兆円の保有者に対して巨大な節税インセンティブが生じることを意味するのだろう。

※※わが国は上位5.3%が総資産の25.1%を占める。上位1%の富裕層が富の約4割を有するとされる米国・中国と比べると、日本は分布が大きく異なるようだ。

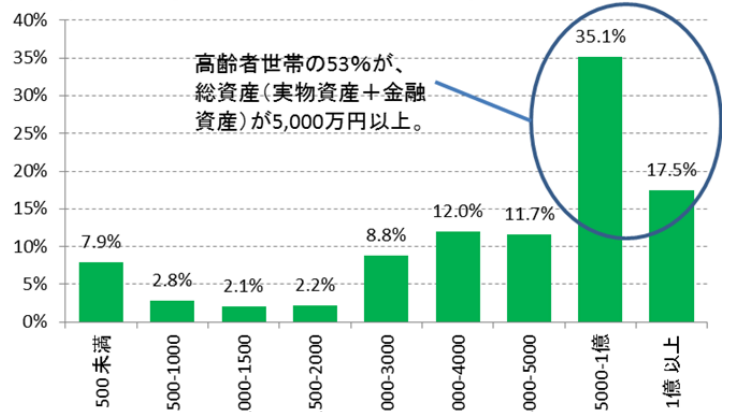
将来、相続税の基礎控除が4割も縮減されるとなると、自分が課税対象になるかもしれないと考える人は結構多くなるはずである。総務省「全国消費実態調査」（2009年）に基づいて、年代別の1世帯当たりの保有資産（金融資産、住宅・宅地資産、耐久消費財、ゴルフ会員権等）の推移をみると、60歳以降になると平均的な世帯でさえ、総資産残高が5,000万円に近づくくらいに増えている（図表3）。世帯主年齢が65歳以上の世帯では、実に53%の世帯割合が総資産残高5,000万円以上を保有している（図表4）。相続税増税は、高齢者を中心に広範囲の人に心理的影響を与えそうなことがわかる。

万円（図表3）世帯主年齢別にみた保有資産額



注：総務省「全国消費実態調査」（2009年）に基づき計算。

（図表4）世帯主65歳以上の金額階層別資産保有割合



出所：総務省「全国消費実態調査」（2009年）

教育費の範囲内での贈与

自分が相続税支払いの対象になると心配する人々が、将来の課税をできるだけ免れたいと考えて、孫の教育資金の非課税贈与枠を積極的に使おうと考えるだろう。そうすれば、どれだけの金額が具体的に動きそうなのだろうか。

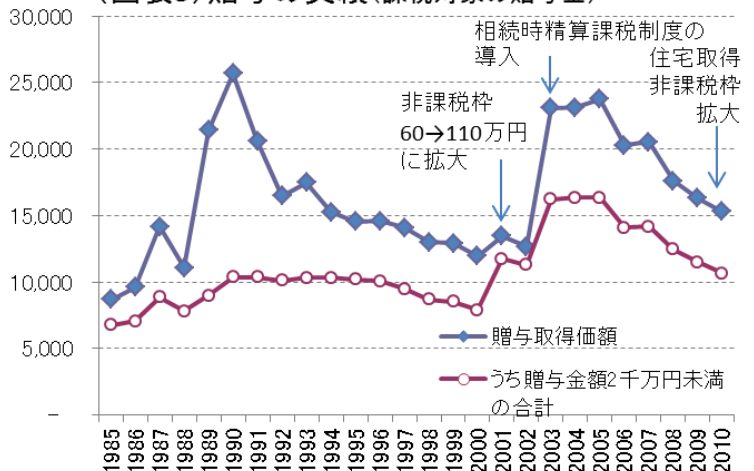
高齢者（世帯主65歳以上）のうち、相続税の課税対象にいずれ自分になるだろうと予想する世帯数は、前述の通り165万世帯に及ぶ。彼らの中から、孫1人当たり1,500万円の贈与の非課税枠を使用したいという者が現れる。165万世帯のうち、この制度改革にどのくらい反応するのかは、正直に言ってわからない。そこで、参考にしたのが2003年に行われた相続時精算課税制度の利用である。

（注）相続時精算課税方式は、贈与税の非課税ではなく、繰り延べにメリットがあり、同列には扱えない。しかし、税制優遇への反応という点で参照できると考えた。

この相続時精算課税制度では、当時の世帯の資産保有者上位4%に相当する人々（65歳以上）の中で、8.4%に相当する7.8万人が制度利用を踏み切った（図表5）。

おそらく、祖父母の孫に対する贈与非課税制度についても、8.4%と同じくらいの割合

億円（図表5）贈与の実績（課税対象の贈与金）



出所：国税庁

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

の人が、制度を利用することを検討すると予想される。具体的に、世帯主 65 歳以上世帯のうち、上位 6% の世帯の 8.4% が反応したと考えると、今回の制度には 13.8 万世帯が潜在的に行動する人数と予想される。そこで、1 人当たりの教育費（累計）を 619 万円^{※※※}として、孫の人数を推定して、金額を計算すると 1.5 兆円と推計される（世帯主 60 歳以上で計算すると 2.1 兆円）。

※※※小中高校は公立、大学は私立・公立の平均値。

なお、相続時精算課税方式が導入された 2003 年度にこの制度を使って贈与された金額は 1.16 兆円だった。

一括贈与の仕組みの問題点は何か

ここまでは、祖父母が教育資金として将来予想される金額を、孫の数だけ一括贈与することを前提にして、1.5 兆円の贈与が行われてもおかしくないという流れで考えてきた。しかし、税制改正大綱の制度概要をみる限り、そう単純ではないと思わせる仕組みになっている。

重要なのは、受贈者が 30 歳に達した場合の非課税枠の残金の扱いである。その時点での信託勘定の金額（非課税拠出額）と、それまでに教育資金として払い出した金額（教育資金支出額）を調べて、非課税拠出額から教育資金支出額を差し引いた残額については、贈与があったものとして贈与税が課される扱いにするという。

例えば、当初、この制度の利用者が 1 人 1,500 万円と非課税枠を目一杯使って信託勘定に預けたとしよう。そこで、結局、孫が 30 歳になったとき、600 万円しか教育資金支出を行わなかったとすれば、残金は 900 万円になる。この 900 万円には贈与税がかかることになる。すると、多くの祖父母は、残額に課税されることを心配して、一括で信託勘定に大きな金額を預けることに警戒感を抱くだろう。すると、1.5 兆円というような大きな贈与資金が、この制度によって動くとは言い難くなる。この点は、大きな課題を残していると言わざるを得ない。

本当に、この制度が利用者に対して大きな影響力を与えるためには、残額に贈与税がかかる点についての見直しが必要になるだろう。別の方法を模索するのならば、受け皿になる教育資金贈与信託のような金融商品の商品設計を工夫するのも一案である。信託勘定について手数料がかからずに中途解約できるようにして、孫の年齢が 30 歳になる手前で信託勘定を解約・返金できる商品性になっていた方がよい。

案外知られていないが、これまでも孫に対して、祖父母が資金を出してあげるとは、課税されることはなかった。扶養する者が、社会通念上必要と認められるものは、その都度お金を出してあげても差支えがないのである。ならば、特別に「教育資金」の信託勘定をつくり、一括贈与をする意味があるかと思う人は少なくないだろう。一括贈与を促進するには、それなりのメリットを利用者に感じさせることが寛容だ。

世代間移転の考え方

孫への教育資金の一括贈与の仕組みが、利用者にとって使い勝手のよいものになるかどうか、今後の成り行きが注目される。もしも、最終的に使い勝手のよいものに見直されなかったとしても、資産課税強化に対して、節税インセンティブを設けてそれを経済活性化に利用するという点では、重要な一石を投じたことにはなる。

経済活性化を目指すのならば、高齢者に偏っている個人資産を若年世代に早期に移転することには大きなメリットがある。これまで親が子供の面倒をみることは通念上、普通だとみられても、孫の場合はそうはみられにくかった。しかし、少子化が進む中で、両親の経済力が低下して、十分な教育が行えないという状況があるときには、税制優遇措置が行われて、親族内での助け合いが促進されることは好ましいと考えられる。

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

これまでは子ども手当のようなかたちで、財政資金に依存した給付はあったが、本来はもっと手前に親族内での自助が検討される方がよかったと考えることもできる。

今後、贈与の優遇措置を柔軟に拡充することは、広範囲に親族内の自助を促す目的で応用ができるはずだ。これまでは、経済力がつくほどに核家族化が進んで、家計が独立する流れが一般的であったが、反面、親族内の経済的結び付きが疎遠になるという傾向もあった。親族内での自助ができない場合は、高齢者介護や子育ては、政府が巨額の公的資金を負担して援助しなくてはいけない面が出てくる。親族内の絆をサポートすることは、将来の社会保障のあり方を考える上で重要である。

このことは、自分が将来、子供を増やしたいと考えるインセンティブにも影響を与えるだろう。例えば、子供が親の老後の経済力を助けるという場面がもっと一般的に増えていけば、親は自分を助ける子供を増やしたいという動機づけになる。貯蓄理論には、戦略的遺産動機という考え方がある。親が自分の面倒をみてくれることを条件に、遺産を準備するという動機である。また、親にとっては、子供の教育水準を引き上げることが、将来の自分の生活の備えとして意識されることになる。もしも、贈与の税制優遇が広がっていけば、そうした効果の中長期的に期待できるかもしれない。

一方、今回の祖父母から孫への贈与に関しては、格差拡大の立場から反対する人もいると思われる。しかし、親族内での自助を促進して経済的自由を拡張することは、格差是正のために政府が巨額の給付金・援助金を出すよりも前に行われてよいと考えられる。

今回の経済対策で、孫への贈与優遇のアイデアが盛り込まれたことは、単に景気対策のアイデアという視点だけではなく、少子高齢化に対応するための制度設計として新しい展開の可能性を含んでいる点で高く評価できる。